

番号	いただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>日本国憲法の改正手続に関する法律施行令等の制定に反対する。</p>	<p>日本国憲法の改正手続に関する法律において施行期日が定められており、同法に規定された政令への委任事項、実施のために必要となる事項を定める必要があります。</p>
2	<p>日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第1条第2項について、「電子計算機に接続された電気通信回線」を「電子計算機に接続された電気通信回線等」に変更すべきである。</p> <p>電子計算機に接続された電気通信回線以外を通じて知られる場合としては、たとえば、選挙管理委員会の事務所に侵入して電子計算機を直接操作し、情報を盗み出すことが考えられる。</p>	<p>本条は、投票人名簿を磁気ディスクをもって調製する場合の方法及び基準について規定することを目的とするものです。</p> <p>御指摘のような選挙管理委員会の事務所に侵入して電子計算機を直接操作し、情報を盗み出すなどの行為に対しては、既存の刑法や不正アクセス行為の禁止等に関する法律等において、罰則をもって規制されているものと考えています。</p>
3	<p>点字による郵便等投票や国民投票公報が認められていないため、視覚障害者の投票権の保障や視覚障害者に対する情報提供が不十分である。</p>	<p>国民投票においても、選挙におけるのと同様に、郵便等投票における代理記載制度が設けられており、また、点字によるお知らせ版の配布などを通じて視覚障害者に対する情報提供に努めることとなるものと考えられます。</p>

※ 上記「いただいた御意見の概要」には、意見募集期間中に御提出いただいた112件の御意見のうち、今回の意見募集の内容に直接関係する御意見のみを掲載しております。